

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）734条1項において準用する法342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法735条1項において準用する法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも却下すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年6月1日付けで行った平成29年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）各賦課処分のうち別紙1物件目録記載の各土地（以下、同目録の記載順に「本件土地1」ないし「本件土地7」といい、これらの土地を併せて「本件各土地」という。）に係る各部分（別紙2処分目録参照。以下、同目録の記載順に納税通知書別に「本件処分1」ないし「本件処分3」といい、これらの処分を併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

処分庁によって、土地共有者である親族が奥の隣地（請求外〇〇区

〇〇町〇〇番〇〇の土地) に本件新築住宅を建築中であることを理由として、今まで請求人らが所有家屋の敷地として一体的に利用し、住宅特例が適用されていた本件各土地について、いずれも非住宅用地と認定されてしまった。

しかし、本件各土地については、本件新築住宅の建築の有無にかかわらず、本件宅地と一体となって利用している状態は変わらないのであるから、住宅用地として認定することが妥当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求のうち、本件土地1及び4ないし7に係る固定資産税等の各賦課処分、本件土地2について納付すべき固定資産税の税額11,389円及び都市計画税の税額2,440円を超える部分に係る各税の賦課処分、並びに本件土地3について納付すべき固定資産税の税額5,109円及び都市計画税の税額1,094円を超える部分に係る各税の賦課処分の各取消しを求める部分については、いずれも不適法であるから、行政不服審査法45条1項の規定を適用し、却下すべきであり、その余の審査請求については、いずれも理由がないから、同法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年9月20日	諮問
平成30年11月13日	審議(第27回第4部会)
平成30年12月11日	審議(第28回第4部会)
平成31年1月22日	審議(第29回第4部会)

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、本件各審査請求の適法性について、以下のように判断する。

## 1 法令等の定め

(1) 行政不服審査法2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略)審査請求をすることができる。」と規定しているところ、同法に基づく審査請求を適法にし得るためには、請求人に当該処分について審査請求をする法律上の利益、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあることが必要であると解されている(最高裁判所第三小法廷昭和53年3月14日判決(最高裁判所民事判例集32巻2号211頁)参照)。

(2) また、所得税の課税に係る訴えの利益について、「更正処分がされたのちこれを増額する再更正処分がされたことにより、当初の更正処分の取消を求める訴の利益が失われたとしてこれを却下すべきもの」とされている(最高裁判所第一小法廷昭和55年11月20日判決(最高裁判所裁判集民事131号135頁・裁判所ウェブサイト裁判例情報掲載・判例時報1001号31頁)参照。原審東京高等裁判所昭和53年1月31日判決)。

上記のことは、納税通知書(法1条1項6号)の交付(同項7号)の方法によるべき固定資産税の賦課に係る場合(法364条1項)及び都市計画税の賦課に係る場合(法702条の8)においても、特段別異に解すべき要素はないものであるから、固定資産税等につき、法に基づき当初の賦課処分がなされた後に、増額賦課処分がなされた場合における、当初の賦課処分の取消しを求める審査請求の利益の判断についても同様に当てはまると解すべきである(同旨・千葉地方裁判所平成29年9月19日判決・判例体系D1-Law.com掲載参照)。

2 これを踏まえ、本件各審査請求の適法性について、以下、検討する。

- (1) 本件各審査請求のうち、本件土地５及び６に係る各賦課処分を不服とする審査請求ができるか否かについて
- ア 処分庁は、平成２９年１１月１０日付けで、本件土地５及び６について、固定資産税等を非課税とすることを決定し（本件非課税処分）、請求人に通知していることが認められる。
- イ そうすると、請求人は、上記１・(1)により、本件各処分のうち、本件土地５及び６に係る部分については、その取消しを求める法律上の利益を失ったものというべきであるから、本件各審査請求のうち、本件非課税処分により非課税とされた本件土地５及び６に係る固定資産税等の賦課処分の取消しを求める各審査請求は、いずれも不服申立ての利益を欠いた不適法なものとして、却下を免れない。
- (2) 本件各審査請求のうち、本件土地２、３及び７に係る各賦課処分を不服とする審査請求ができるか否かについて
- ア 処分庁は、本件土地２、３及び７について、本件各減免処分により固定資産税等をそれぞれ減額した後、平成２９年１１月１０日付けで、本件各変更処分により、本件各減免処分時の課税額よりもそれぞれ増額することを決定し、請求人に通知していることが認められる。
- イ そうすると、請求人は、上記１・(2)により、本件各処分のうち、本件土地２、３及び７に係る部分については、その取消しを求める法律上の利益を失ったものというべきであるから、本件各審査請求のうち、本件土地２、３及び７に係る固定資産税等の賦課処分の取消しを求める各審査請求は、いずれも不服申立ての利益を欠いた不適法なものとして、却下を免れない。
- (3) 本件各審査請求のうち、本件土地１及び４に係る当初の各賦課処分を不服とする審査請求ができるか否かについて
- ア 処分庁は、平成２９年１１月１０日付けで、本件土地１及び４について、本件各変更処分により、本件各処分による課税額と比

較して、固定資産税等をそれぞれ増額することを決定し、請求人に通知していることが認められる。

イ そうすると、請求人は、上記 1・(2)により、本件各処分のうち、本件土地 1 及び 4 に係る部分については、その取消しを求める法律上の利益を失ったものというべきであるから、本件各審査請求のうち、本件土地 1 及び 4 に係る固定資産税等の賦課処分の取消しを求める各審査請求は、いずれも不服申立ての利益を欠いた不適法なものとして、却下を免れない。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 1 から別紙 6 まで (略)